

中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件

令和 2年 5月 1日 経済産業省告示第106号

施行：令和 2年 5月 1日

改正：なし

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

なお、令和二年経済産業省告示第七十七号（中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件）及び令和二年経済産業省告示第八十九号（中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件）は、令和二年五月一日限り廃止する。

番号	業種	指定期間
一	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る）	令和二年五月一日から
二	鉱業、採石業、砂利採取業	令和三年一月三十一日
三	総合工事業	まで
四	職別工事業（設備工事業を除く）	
五	設備工事業	
六	食料品製造業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上げ茶の製造を行う茶作農業、製造加工設備を有するもやし栽培農業並びに作業所内において工場の生産設備をもって行う菌床栽培方式のきのこ栽培農業及びいかいわれ大根栽培農業を含む）	
七	飲料・たばこ・飼料製造業	
八	繊維工業（製造加工設備を有する蚕種製造業及び蚕種製造請負業を含む）	
九	木材・木製品製造業（家具を除く）	
十	家具・装備品製造業	
十一	パルプ・紙・紙加工品製造業	
十二	印刷・同関連業	
十三	化学工業	
十四	石油製品・石炭製品製造業	
十五	プラスチック製品製造業（家具・装備品等を除く）	
十六	ゴム製品製造業	
十七	なめし革・同製品・毛皮製造業	
十八	窯業・土石製品製造業	
十九	鉄鋼業	
二十	非鉄金属製造業	
二十一	金属製品製造業	
二十二	はん用機械器具製造業	
二十三	生産用機械器具製造業	
二十四	業務用機械器具製造業	
二十五	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
二十六	電気機械器具製造業	
二十七	情報通信機械器具製造業	
二十八	輸送用機械器具製造業	
二十九	その他の製造業（製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭貨焼業、養殖から加工までを一貫作業として行う真珠養殖業並びに鉄修理業を含む）	
三十	電気業	

六十七	宿泊業
六十六	技術サービス業（他に分類されないもの）
六十五	広告業
六十四	専門サービス業（他に分類されないもの）
六十三	学術・開発研究機関
六十二	物品賃貸業
六十一	不動産賃貸業・管理業
六十	不動産取引業（土地売買業のうち、投機を目的とするものを除く）
五十九	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る）
五十八	無店舗小売業
五十七	その他の小売業
五十六	機械器具小売業
五十五	飲食料品小売業
五十四	織物・衣服・身の回り品小売業
五十三	各種商品小売業
五十二	その他の卸売業
五十一	機械器具卸売業
五十	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
四十九	飲食料品卸売業
四十八	繊維・衣服等卸売業
四十七	各種商品卸売業
四十六	郵便業（信書便事業を含む）
四十五	運輸に附帯するサービス業
四十四	倉庫業
四十三	航空運輸業
四十二	水運業
四十一	道路貨物運送業
四十	道路旅客運送業
三十九	鉄道業
三十八	映像・音声・文字情報制作業
三十七	インターネット附随サービス業
三十六	情報サービス業
三十五	放送業
三十四	通信業
三十三	水道業
三十二	熱供給業
三十一	ガス業

六十八	飲食店
六十九	持ち帰り・配達飲食サービス業
七十	洗濯・理容・美容・浴場業
七十一	その他の生活関連サービス業
七十二	娯楽業
七十三	学校教育
七十四	その他の教育、学習支援業
七十五	医療業
七十六	保健衛生
七十七	社会保険・社会福祉・介護事業
七十八	郵便局（郵便局受託業に限る）
七十九	協同組合（他に分類されないもの）
八十	廃棄物処理業
八十一	自動車整備業
八十二	機械等修理業（自動車修理業及び衣服修理業等を除く）
八十三	職業紹介・労働者派遣業
八十四	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）を除く）
八十五	その他のサービス業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行う養鶏業及びふ卵業、園芸サービス業並びに家畜貸付業を含む）
<p>備考</p> <p>1 この表に掲げる業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに規定するものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。</p> <p>三 適正化法第二条第五項に規定する営業を除く。</p> <p>2 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。</p>	

\*\*\*\*\*